

前橋市指定障害児通所支援事業運営要領

(目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）の規定に基づく児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業（以下「障害児通所支援事業」という。）の実施にあたっては、児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）、前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年12月11日前橋市条例第35号。以下「基準条例」という。）及び前橋市児童福祉法施行細則（平成21年規則第41号。以下「規則」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(障害児通所支援事業の指定申請)

第2条 障害児通所支援事業の指定又は更新を受けようとする者は、指定障害児通所支援事業所の指定申請に当たり、あらかじめ重要事項説明書の内容確認を受けるものとする。

2 指定障害児通所支援事業の指定を受ける建築物は、検査済証の交付を受けている建築物でなければならない。

(職員状況の報告)

第3条 指定障害児通所支援事業事業者は、毎年5月1日現在の事業所の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧を、6月1日までに提出するものとする。

(現員状況の報告)

第4条 指定児童発達支援事業者、指定医療型児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者は、毎年2月、5月及び10月の各1日現在の事業所の利用状況について、「現員状況報告書」（別記様式第1号）により、当該月の15日までに報告するものとする。

(事故の報告)

第5条 基準条例第53条（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条、第102条において準用する場合を含む。）に規定する障害児に対する指定障害児通所支援の提供により事故が発生した場合の関係機関への連絡は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 事故により障害児が死亡した場合
- (2) 事故による怪我等により障害児が医療機関に受診し、治療を要する場合
- (3) 事故により損害賠償が生じる場合

2 前項の連絡は事故処理が済み次第、「障害児事故等報告書」（別記様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急性の高い事故については、事故発生後速やかに電話等にて連絡を行うものとする。

(契約内容の報告)

第6条 指定障害児通所支援事業者は、基準条例第14条第3項及び第4項(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条、第102条において準用する場合を含む。)に規定する指定障害児通所支援の利用に係る契約をしたとき、契約内容を変更したとき又は指定障害児通所支援の提供が終了したときは、「契約内容報告書」(別記様式第3号)により、延滞なく報告するものとする。

(災害被害の報告)

第7条 指定障害児通所支援事業者は、災害発生による被害状況について、人的被害、施設被害があった場合に限り、以下のとおり報告するものとする。

- (1) 被害報告の第一報として、「災害被害報告(速報)」(別記様式第4号)により、速やかに報告するものとする。
- (2) 前号の報告後、「災害被害報告(詳細)」(別記様式第5号)により、速やかに詳細な被害状況を報告するものとする。

(他法令の遵守)

第8条 指定障害児通所支援事業者は、事業を実施するにあたり、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 消防法
- (2) 建築基準法
- (3) 水防法
- (4) 土砂災害防止法
- (5) その他事業を行うにあたり関係する法令

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。